

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

第1章 総則

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

第1条 当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益を考慮しつつ、永続的に企業グループ価値を最大化するように統治していかなければならないと考え、当社グループ全体の収益力の向上を目指して、子会社の事業活動についても管理、監督するとともに、公正性、効率性、透明性の高い経営体制の構築に努める。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の平等性の確保)

第2条 当社は、どの株主も、その保有する株式の持分に応じて実質的な平等が保たれるように扱うとともに、株主間に言語や伝達手段による情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

(株主総会における権利行使)

第3条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を株主総会日の15日前までを目途に発送するとともに、発送前に当社ウェブサイト当該招集通知を開示する。

2 当社は、議決権電子行使プラットフォームを利用を検討するなど、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努める。

3 当社は、外国人株主の議決権行使の環境、整備の一環として英文招集通知を作成し、ウェブサイトを開示する。

(政策保有株式に係る基本方針)

第4条 当社は、取引先との取引関係の一層の強化、戦略的な事業連携など、明らかに当社の企業価値向上に資すると認められる場合を除き株式の政策的保有を行わない。

2 前項の方針に則り政策的に保有した株式については、当社グループとの取引状況や投資先企業の経営状況等を定期的に把握し、当社の企業価値向上に資するかという観点から、継続的な保有の合理性について取締役会にて毎年検証を行うとともに、

当該検証を踏まえ、保有の合理性が低い株式については、市場環境等を考慮しつつ売却を行う。

- 3 政策保有株式に係る議決権の行使に当たっては、投資先企業の企業価値向上を通じて当社の企業価値向上に資するかどうかを基準に適切に判断する。
- 4 当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から当該株式の売却等の意向が示された場合であっても、取引の縮減等を示唆することなどにより、株式の売却を妨げることをしないよう、適切に対応することとする。
- 5 政策保有株主との間による取引においても、他取引先と同様に、経済合理性を十分に検証した上で取引を行う。

（買収防衛策）

第5条 当社は、取締役の保身を目的と捉えられるおそれのある買収防衛策は、行わないこととする。

（関連当事者等との取引）

第6条 関連当事者等との取引は、法令等および当社の内部規程（「関連当事者等との取引管理規程」）に基づき、取締役会での事前承認を要するものとする。

（資本政策）

第7条 当社は、株主の利益に影響を与える資本政策を実施する場合には、株主に対して目的、手段について可能な限り説明を行う。

- 2 既存株主に対して希釈化をもたらす増資などの資本政策の実施においては、その必要性、合理性について株主に十分な説明を行う。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

（行動準則）

第8条 当社は、企業が社会の一員であることを認識し、取締役および従業員が高い倫理感に基づき、社会の良識に従って行動することを確保するための行動準則として10項目の原則からなる「企業倫理規範」を定める。

（ステークホルダーとの関係）

第9条 取締役会は、当社の長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの

利益を考慮し、適切に協働するよう努める。

(女性の活躍促進、ダイバーシティの確保)

第10条 当社は、性別、国籍などの違いによって活躍の幅に差が生じないように、人事制度の整備、教育制度の拡充等を図り、従業員の有する経験、技能の最大化に努める。

(内部通報)

第11条 当社における違法または非倫理的な慣行について従業員が通報できる体制として、経営陣から独立した通報窓口を社内、社外にそれぞれ設置し、通報者が通報行為によって不利益な取扱いを受けないよう、社内規律を整備する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(会社情報に関する適切な開示)

第12条 取締役会は、会社法および金融商品取引法その他の法令、ならびに東京証券取引所上場規則に基づき、当社グループの経営成績、財政状態、経営計画、経営リスク、内部統制システム等に関する情報を公正かつ適時適切に開示する。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会の役割)

第13条 取締役会は、全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、これを通じて、当社が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

2 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営に対する監督機能を発揮して経営の公正性、効率性、透明性を確保するとともに、当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

(独立社外取締役の役割)

第14条 独立社外取締役は、自らの知見に基づき、当社の持続的な成長と企業価値向上の観点から適切な助言を行うこと、取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督を行うこと、会社と経営陣または主要株主等との間の利益相反を監督すること、および経営陣から独立した立場で株主その他のステークホルダーの意見を取締役に適切に表明することを主たる役割とする。

(取締役会議長)

第15条 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時適切な情報を得られるように配慮する。

(取締役会の構成)

第16条 取締役会は、当社および当社子会社等からなる当社グループに経営上必要なバランスと多様性を確保するため、様々な知識・経験・能力を有する多様な取締役で構成し、取締役会機能の実効性を高めるため取締役員数を取締役（監査等委員である取締役を除く）9名以内、監査等委員である取締役5名以内と定めるとともに、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任する。

(独立社外取締役の独立性基準)

第17条 取締役会は、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準に加え、独立社外取締役の独立性に関する基準を以下のように定め、以下各号のいずれにも該当しないことを確認した上で、独立社外取締役候補を指名する。

- (1) 当社または子会社との間で役員の相互就任関係にある他の会社の業務執行者
- (2) 当社または子会社の主要な取引先（*1）もしくは当社または子会社を主要な取引先（*1）とする者（当該取引先が法人の場合はその業務執行者）
- (3) 最終事業年度において、当社または子会社から役員報酬以外に1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- (4) 当社または子会社から多額の金銭その他の財産上の利益（*2）を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人等に所属する者
- (5) 当社の主要株主（主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者または過去に業務執行者であった者）、主幹事証券会社の業務執行者または過去に業務執行者であった者
- (6) (1) から (5) に掲げる者の近親者

*1 主要な取引先とは、ある取引先の当社グループとの取引が、当社または当該取引先の最終事業年度における年間連結売上上の2%の金額を超える取引先をいう

*2 多額の金銭その他の財産上の利益とは、当該法人等の最終事業年度における年間連結売上上の2%の金額を超える利益をいう

(取締役候補の指名・報酬にかかる諮問委員会の設置)

第18条 当社は、企業の持続的成長のためには企業理念および経営戦略を踏まえた取締役の選解任が重要であるという認識の下、取締役候補の指名および取締役の解任においては、方針・手続きを明確に定める。

2 当社は、取締役の報酬については、固定現金報酬、株式報酬、業績連動報酬等、会社の定めた基準に則って決定されるよう、公正性、透明性が担保される報酬決定プロセスを定める。

3 当社は、取締役候補の指名および取締役の報酬にかかる取締役会の機能の独立性・客観性をより強化するため、独立社外取締役を主要な構成員とする、指名および報酬にかかる諮問委員会を設置する。

(取締役のトレーニング等)

第19条 取締役会は、その構成員である取締役が、期待されている役割・責務を十分に果たすことができるよう、取締役に必要な知識の習得・更新といったトレーニングの機会を提供する。

(監査等委員会の構成等)

第20条 監査等委員会の委員の過半数を独立社外取締役に構成する。

2 監査等委員である取締役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者とする。

(取締役の責務)

第21条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報（必要に応じて追加の情報提供を求める等）を収集するとともに、経営に対する意見、助言および問題提起を積極的に行う。

2 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やすとともに、事案によっては外部の専門家の助言を得る等の対応を行い、取締役としての職務を遂行する。

3 取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規程その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に全うするよう努める。

(取締役会の事務運営)

第22条 当社は、取締役会における議論を充実したものとするため、取締役会の議案および議案答申の目的、背景、取締役会に諮る答申資料を取締役会の会日の3日前までに（但し、特に機密性の高い案件についてはこの限りではない）社外取締役を含む各取締役に提供する。

2 当社は、全取締役（取締役、社外取締役）がやむを得ない事情を除き全ての定時取締役会に出席できるよう予め年間開催日程を定める。

（社外取締役による社内情報へのアクセス）

第23条 社外取締役は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、役職員に対して説明もしくは報告を求め、または資料の提出を求めることができる。

2 社外取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、取締役会事務局（総務人事部）および監査等委員会事務運営部が情報提供を行う。

（取締役会の実効性の評価）

第24条 各取締役は、取締役会の実効性、自らの取締役としての貢献状況について毎年1回、定時株主総会前に開催される1月度定時取締役会に自己評価結果を提出する。

2 取締役会は、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、毎年1回、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果を踏まえて執務品質の改善を図る。

第6章 株主との対話

（株主との対話）

第25条 当社は、株主との建設的な対話に積極的に取り組むとともに、対話を促進するための体制および取組みに関する方針を以下の通りとする。

(1) 株主との対話を統括する取締役の指定

株主との対話は、IR担当役員が中心となって実施し、IR担当部門（経営企画室）がこれを補佐する。

(2) 社内における情報交換体制の整備

IR担当部門（経営企画）、総務、経理財務担当部門等との定期的な会合や社内各部署との日常的な情報交換を通じて、対話を促進するための有機的な連携を確保する。

(3) 対話の手段の充実

機関投資家に対しては、国内および海外で個別の面談を実施するほか、半期毎の決算説明会や四半期毎の電話会議、証券会社主催のカンファレンスへの参加等を、個

人投資家に対しては、IRイベントへの参加や会社説明会等を実施し、株主との対話の機会を積極的に設ける。

(4) フィードバックのための方策

IR担当役員は、機関投資家を中心とする株主との対話により把握した株主の意見や懸念を経営陣幹部に報告するとともに、定期的に取り締役会において報告し、取締役は報告された内容について議論する。

(5) インサイダー情報の管理

株価に影響のある情報の漏洩を防ぎ情報開示の公平性を確保するため、「インサイダー取引管理規程」を制定し、同規程に則った適切なインサイダー情報の管理を行うとともに、四半期決算日の翌日から四半期決算発表日前までを沈黙期間とし、この期間中は、発生した事象が適時開示に該当する場合を除き、決算・業績見通しに関する情報提供を控える。

制 定 2020年7月14日